

# 入院適応基準

## 回復期リハビリテーションの適応

1. 脳血管疾患、脊髄腫瘍、頭部外傷、くも膜下出血後のシャント術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷の発症後2ヶ月以内
2. 多肢の骨折、大腿骨、骨盤、脊椎、股関節または膝関節の骨折もしくは手術後2ヶ月以内
3. 外科手術または肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後または発症後2ヶ月以内
4. 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節または膝関節の神経、筋または靭帯損傷後1ヶ月

## 当院入院の適応

1. 回復期リハビリテーションの適応があり、リハビリテーションの目的が明確であること
2. 集中的なリハビリテーションを継続することによって、予後予測上、改善の可能性があること
3. 入院患者・家族・介護者が、リハビリテーション総合実施計画書及び患者のリハビリテーションの全過程に、積極的に参加することに同意していただけること
4. 重度の意識障害がなく、指示に応じられること

## 当院入院の適応外

1. 遷延性意識障害のため、回復の可能性が見込めない場合
2. 重度の認知症があり、入院生活ができない場合
3. 重度の心疾患や腎不全(透析が必要な場合)などで当院での医療管理が不可能な場合
4. 重度感染症や心不全など、内科的治療や外科的治療の急性期治療が優先される場合
5. 酸素吸入、人工呼吸器が必要な場合